

令和 6 年度
事業計画書

令和6年6月

一般社団法人 全国建設業協会

目 次

ま え が き	1
1. 公共事業予算の安定的・持続的な確保とその円滑な施工	2
2. 公共工事等の適切な入札・契約	3
3. 災害・除雪・防疫対応	4
4. 労働環境の整備（賃上げ、働き方改革等）と人材確保	5
5. 生産性の向上	14
6. 経営の改善	15
7. 戦略的広報の推進	16
8. 建設業における社会的責任への取組	17
9. 地域懇談会・ブロック会議の開催と提言活動、アンケート調査の実施	18
10. その他の事業・行事の開催	20

まえがき

本年1月に発生した令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた多くの方々のご冥福を心よりお祈りするとともに、被災されて大変なご苦勞をされている皆様にお見舞いを申し上げます。

さて、地域建設業を取り巻く環境は、公共建設投資の下げ止まりや設計労務単価の引上げ等により全体として改善傾向にあったが、世界的な物価高騰、円安等により、資機材の価格高騰や品薄などの影響を大きく受けた。

また、気候変動の影響により近年頻発化・激甚化している豪雨や台風、豪雪等の災害が全国各地で発生し、令和6年能登半島地震のような巨大地震への備えの必要性など、防災・減災、国土強靱化の重要性は益々増大している。

このような、災害に屈しない強靱な国土づくりを担う地域建設業は、国民の安全・安心な生活を支え、社会基盤づくりの主役を担う産業として、地域の雇用や経済活動を支えるとともに、一旦災害が発生した際は、その最前線で対応に当たる「地域の守り手」として、極めて重要な社会的使命を長年にわたり果たしてきた。

地域建設業がその社会的使命をこれからも持続的に果たしていくためには、公共事業等による安定的・持続的な事業量の確保、処遇改善、働き方改革等による担い手の確保、経営基盤の確立など、様々な課題を克服していかなければならない。特に、本年4月から時間外労働の罰則付き上限規制が建設業に全面適用されることから、これに的確に対応していかなければならない。

このような中で、全国建設業協会（以下「全建」という。）は、諸課題の解決に向け、以下のとおり令和6年度の事業計画を策定し、地域建設業の発展のため、各都道府県建設業協会との強い連携の下、事業活動を展開することとする。

1. 公共事業予算の安定的・持続的な確保とその円滑な施工

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な確保と国土強靱化の推進

政府は、令和5年度補正予算で約2兆2009億円の公共事業関係費(うち、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の4年目分約1.3兆円)を計上し、また、令和6年度当初予算では前年とほぼ同額の約6兆828億円が確保された。

全建としては、強靱な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進し、大規模災害から国民の生命と財産を守り、国民が安全に安心して暮らせるよう、引き続き各都道府県建設業協会と連携し、あらゆる機会を捉えて政府・関係機関に、公共事業予算の安定的・持続的な確保について提言・要望を行う。

また、国土強靱化予算について、当初予算における別枠での確保を求めるとともに、改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた実施中期計画を早期に策定し、併せて同計画に現行の5か年加速化対策以上の事業量を盛り込むことにより、中長期的かつ明確な見通しの下、加速化対策後も、政府において継続的・安定的な防災・減災、国土強靱化の推進に取り組むよう、提言・要望を行う。

加えて景気の動向等、地域建設業界の状況を踏まえ、追加的予算措置の要望に関しても、適時適切な対応を行っていく。

(2) 公共事業の円滑な施工

防災・減災、国土強靱化の推進等の政策目的の実現はもちろん、今後の公共事業予算の安定的な確保のためにも、公共事業を円滑に執行し、建設業界の施工余力が十分であることを示すことが重要である。

このため、全建では、47 都道府県建設業協会と連携し、地域ごとに受発注者間の意思疎通の緊密化を促し、不要な不調・不落の発生を防止する等、公共事業の円滑な施工の推進に取り組む。

2. 公共工事等の適切な入札・契約

(1) 公共工事の適切な入札・契約

担い手3法（品確法、建設業法、入契法）の適切な運用に向け、公共工事の発注者等における運用状況の的確な情報収集に努め、国土交通省等関係機関、各都道府県建設業協会及び会員企業に適宜情報提供を行う。

特に、国はもとより地方公共団体、とりわけ市町村における発注関係事務運用指針の浸透状況、運用状況に関する調査・分析を行い、これを踏まえて具体的な提言・要望を行う。

加えて、ダンピング受注の排除を図るため、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度が未設定又は全国基準（公契連モデル）より低位にある市町村に対し基準設定・引上げに向けた働きかけを行うとともに、公契連モデルの上限枠の引上げや計算式・率の見直しについて提言・要望する。

本年の通常国会に提出される品確法の改正案により新たに位置づけられる発注者の責務事項等の実施状況について、その動向を注視し、必要な提言・要望を行う。

(2) 建設資材価格の高騰への対応

建設資材の実勢価格の予定価格への反映、及びスライド条項や設計変更の運用を適時・適切に実施することを求めるため、これらの運用状況等

に関する情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に適宜情報提供を行うとともに、課題解決に向けて提言・要望する。

また、地方公共団体における円滑な価格変更のため、長による専決処分の議決を関係機関に働きかける。

(3) 民間工事における適切な契約・価格転嫁

民間発注者が、資材価格の高騰、労務費の上昇を踏まえた適切な金額や「工期に関する基準」（中建審）に基づく適正な工期を確保した契約を行うとともに、契約後の状況の変化を踏まえた変更協議に誠実に応じるよう、関係機関に指導を求める。

また、本年の通常国会に提出された建設業法の改正案により新たに民間発注者にも義務付けられる変更協議等について、その施行準備や運用の動向を注視し、必要な提言・要望を行う。

さらに、中建審による民間建設工事標準請負契約約款の改定動向の把握に努め、必要に応じて具体的な提言・要望を行う。

3. 災害・除雪・防疫対応

(1) 体制の整備

災害応急復旧・除雪・防疫活動に携わった都道府県建設業協会及び会員企業から情報収集を行い、その活動実施に当たって顕在化した諸課題を整理し、必要な提言・要望を行う。

特に、発注者との災害協定、防疫協定については、各都道府県建設業協会における締結状況及び協定書の内容を調査し、協定書に記載すべき項

目、活動中に発生した労働災害や二次災害に対する補償、従事した協会・会員企業の活動状況の広報等について検討・提言を行う。

また、災害時における国と地方公共団体が連携した一元的・包括的指示等、緊急対応の円滑化に資する施策について提言・要望を行う。

地域建設企業における事業継続計画（BCP）の策定・見直しを支援するほか、災害復旧工事以外の工事の「不可抗力」により生じた損害額の受注者負担の撤廃について提言・要望を行う。

また、全建として指定公共機関の役割を果たすため、防災業務計画に基づき、関係行政機関及び各都道府県建設業協会との連絡体制の点検・強化に努めるとともに、現事務所が被災した場合の代替拠点における通信・連絡手段についても、引き続き点検・訓練を実施する。

（２）広報

災害・除雪・防疫対応を行う建設企業の姿を写真・動画に記録し、協会名入りのベストやゼッケンシール等の着用により建設業協会の会員企業であることをPRしつつ、地域に貢献する建設業の活躍をSNSなどでタイムリーに発信する。

また、建設業の災害・除雪・防疫対応についてのコンテンツ（動画・冊子等）を作成し、各協会及びイベント等で配布する。

4. 労働環境の整備（賃上げ、働き方改革等）と人材確保

（１）賃上げ

① 建設技能者の賃金の引上げ

本年2月の設計労務単価改定は、全国平均5.9%（主要12職種6.2%）の大幅アップとなった。これを受け、引き続き賃上げ、設計労務単価の上昇、適正利潤の確保、更なる賃上げの好循環を続けるため、本年3月の総理大臣・国土交通大臣と建設業4団体との意見交換会で申し合わせた5%を十分に上回る賃上げを目指し、会員企業の建設技能者の賃上げ、下請契約での反映等の取組を進めるとともに、来年以降のさらなる労務単価の引上げについて提言・要望を行う。

本年4月から時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることから、週休2日の普及を進めるため、休日が増えても技能者の減収にならないよう、補正係数の引上げや休日分を補う労務単価の増額等必要な措置について提言・要望を行う。

また、標準見積書の活用による法定福利費及び労務費の確保について提言・要望を行うとともに、下請企業からの法定福利費や労務費が内訳明示された標準見積書の提出等による適正な負担に努める。

② 労務費の適切な転嫁の促進

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月、内閣官房・公正取引委員会）を踏まえ、持続的な構造的賃上げを実現するために、労務費の適切な転嫁のための全建の行動計画の策定、会員企業における「パートナーシップ構築宣言」の推進等、労務費の価格転嫁の促進に取り組むとともに、必要に応じ提言・要望を行う。

③ 賃金の行き渡り

本年の通常国会に提出された建設業法の改正案に基づき、今後検討さ

れる標準労務費や、受注者における不当に低い請負代金の禁止など賃金行き渡りの担保のための措置について、その施行準備や運用の動向を注視しつつ、公共工事設計労務単価をベースとした労務費が現場の技能労働者へ行き渡り、賃金水準の上昇に繋がる好循環をつくり出すために、必要な措置について提言・要望を行う。

④ 建設業従事者の賃金の引上げ

技術者その他の従事者の賃上げのため、積算基準における一般管理費及び現場管理費の引上げについて提言・要望を行う。

技能者・技術者その他建設業従事者の賃上げの阻害要因となりかねないダンピングを防止するため、最低制限価格制度・低入札価格調査制度が未設定又は全国基準より低位にある市町村等に対し基準設定・引上げに向けた働きかけを行うとともに、公契連モデルの上限枠の引上げ、現場管理費等の算入率の引上げ等について提言・要望する。[再掲]

本年度も引き続き実施することとなった「賃上げ実施企業を加点する総合評価方式」については、その制度運用及び会員の取組実態等について把握・分析を行うとともに、課題を把握し経営実態に即した柔軟な運用について提言・要望を行う。

(2) 働き方改革の着実な推進

① 「2+360（ツープラス・サンロクマル）運動」の推進

本年4月から時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることから、働き方改革の取組の一層の促進・深化に向け、次の②及び③も含め、引き続き「2+360（ツープラス・サンロクマル）運動」を推進する。

「2+360運動」においては、全建作成の「週休2日実現企業（スマイルライフ企業）」のシンボルマークの会員企業での普及活用を推進するとともに、先進企業の好事例や地域建設業の魅力ある職場について幅広く情報発信して会員企業への水平展開を図る。

また、週休2日の普及を進めるため、休日が増えても技能者の減収にならないよう、補正係数の引上げや休日分を補う労務単価の増額等必要な措置について提言・要望を行う。[再掲]

なお、労働時間の短縮を図り職場環境を改善していくためには、生産性の向上及び業務の効率化が不可欠であり、建設業におけるICT技術、DX、建設ディレクターの活用等の最新情報や会員企業における好事例の収集を図り、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供する。

② 「適正工期見積り運動」の推進

会員企業において、発注者から工期の見積り・提案を求められた場合には、「工期に関する基準」（中建審）に沿った見積り・提案を行うことを通じて、発注者の理解を得つつ適正な工期の実現を図る「適正工期見積り運動～工期の見積りは「工期に関する基準」に沿って～」の取組を引き続き推進する。

③ 「目指せ！建設現場の土日一斉閉所運動」の実施

時間外労働を抑制し、上限規制をクリアするためには、週休2日（毎週土日閉所）の定着が必須である。このため、日本建設業連合会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会と連携し、建設業界が一丸となって建設現場を毎週土日に閉所する「目指せ！建設現場の土日一斉閉

所運動」を展開する。

さらに、この運動を地域ごとにブレイクダウンし、建設業関係労働時間削減推進協議会等を活用して、地域の発注者を巻き込みつつ、地域の実情を踏まえて行う各都道府県建設業協会単位のキャンペーンの展開を推進する。

④ 労働関係法令の周知等

「全建の改正労働基準法Q&A100」を活用して、建設業における時間外労働の罰則付き上限規制のポイント、例外となる災害復旧等における労働時間管理等について会員企業の理解促進を図る。

本年1月に開設した「労働関係法令相談室」について、会員企業へ周知、活用を促進し、会員企業が日頃直面する労働関係法令全般に関する疑問事項を解決するとともに、その内容を集約し、必要に応じ、取扱事例を水平展開する。

(3) 建設キャリアアップシステムの普及促進

令和3年度から取り組んでいる「地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト」を推進し、登録協会について取組内容の深化を図るとともに、未登録協会に対して同プロジェクトへの参加を促すことにより、登録協会数の増加とその取組内容の水平展開を図る(令和5年度末42協会登録済み)。

「建設キャリアアップシステム運営協議会」や「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」への参画等を通じ、制度の改善、メリットのの実現、利用する事業者・技能者への支援措置等について提言・要望を行う。

なお、その提言・要望等のため、建設キャリアアップシステムが抱える課題、問題点等について、現場目線で議論するワーキンググループを新たに地域CCUS推進委員会に設置する。

令和3年度から建設業退職金共済制度に係る電子申請システムが本格運用されたことから、これと建設キャリアアップシステムとの一層の連携促進を図る。

また、「CCUS認定登録機関」の登録支援業務等に関する委託費（建設業振興基金）及び「人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等普及促進コース）」（厚生労働省）の周知・活用促進を図る。

（４）人材確保の取組

① 若年者の人材確保

会員企業が若年者の採用活動を円滑に進められるよう新規高等学校卒業者等の採用選考活動のルールやスケジュール、求人票作成のテクニック等に関する情報を提供するとともに、全国、都道府県別に新規高等学校卒業者等の労働市場に関するデータを提供する。

また、都道府県建設業協会及び会員企業と学校関係者（生徒、学生）の情報のマッチングを図り若年者の入職促進を支援する「つなぐ化事業」（厚生労働省委託事業）の活用促進、ベストプラクティス企業（同省選定）、ユースエール企業（同省認定）など若年者に魅力ある企業に関する情報発信を行うとともに、人材確保等支援助成金（同省）の周知・活用促進を図る。

② 女性の定着促進

全建が令和 2 年 3 月に策定した「地域建設業における女性の定着促進に向けたロードマップ」（計画期間：令和 2～6 年の 5 年間）の各都道府県建設業協会及び会員企業への周知を図るとともに、当該ロードマップで定めた目標の達成に向けた取組を行う。

令和 6 年はロードマップの最終年となるため、女性部会未設置の都道府県建設業協会に対し、引き続き女性部会の設置に向けた取組を促すとともに、既設置協会（令和 5 年度末 27 協会）の取組結果の把握と把握した情報の水平展開を図る。

さらに、既設置協会を中心に建設業振興基金が運営する「建設産業女性定着支援ネットワーク」への加入推進を図る。

女性活躍、子育て、ワーク・ライフ・バランス等の推進については、国土交通省工事の総合評価項目に加えられる等その重要性が増していることから、会員企業に「えるぼし認定、トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定、ユースエール認定」に関する理解を図り、各認定の取得を支援する。

③ 高齢者・障害者の雇用促進

令和 2 年改正による改正高年齢者雇用安定法を踏まえ、高齢者の更なる活躍に向け、短時間勤務等の雇用形態の多様化をはじめとする雇用管理制度の改善などの取組について、会員企業の状況等の調査を通じ、好事例の収集を図り、水平展開する。

本年 4 月から障害者の法定雇用率が 2.5%に引き上げられた（除外率は令和 7 年 4 月から 10%に引き下げ）ことを周知するとともに、障害者の雇用促進に関する好事例に関する情報を収集、提供する。

④ 外国人の人材確保

本年の通常国会に提出される入管法改正案により創設される「育成就労制度」に関して周知し、その施行に向けた準備動向を注視しつつ、同制度の具体的運用について各都道府県建設業協会の意見を求め、関係機関に対して提言・要望を行う。

また、高度人材をはじめとして、就労可能な在留資格、在留資格ごとの採用の手続に関するガイドブックを作成し、会員企業に周知するとともに、建設技能人材機構（JAC）と連携し、必要な情報を提供する。

（５）労働災害防止対策の推進

① 第14次労働災害防止計画及び改正建設職人基本計画への対応

第14次労働災害防止計画（令和5～9年度、厚生労働省）において建設業の最重要課題とされた墜落・転落災害防止のため、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」（令和4年10月、同省）及び「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和5年6月、閣議決定）を踏まえた改正厚生労働省令並びに「手すり先行工法等に関するガイドライン」（令和5年12月、同省）等を周知・活用して、墜落・転落防止対策の徹底に取り組む。

また、現場技術者を対象に実施する労働安全を中心とした研修会を活用し、改正法令等の周知徹底及びリスクアセスメントの実施による同種災害の防止や安全意識の向上及び衛生管理体制の充実を図る。

② 労働安全衛生環境の整備

「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書」（令和5年10月、厚生労働省）に基づき、同じ場所で働く労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、改正された厚生労働省令等の周知を図る。

また、「化学物質管理に係る専門家検討会報告書」（令和6年1月、同省）において、労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物資に係るばく露防止措置等が示されたことから、会員企業が当該情報に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施できるよう、周知する。

（6）その他

① 社会保険加入の徹底等

社会保険加入の徹底を通じ、下請企業を社会保険加入企業に限定するなどの社会保険加入促進のための運動・取組の周知徹底を図る。

また、再開された「建設業の一人親方問題に関する検討会」（国土交通省）に参加し、必要な提言・意見を述べる。

② 全国建設労働問題連絡協議会の開催

建設業において人手不足の対応は喫緊の問題であり、働き方改革、女性活躍、外国人活用等の人材確保に資する取組は必要不可欠である。これらの取組について、各都道府県建設業協会職員等の参加により、実務担当者や専門家を招いた講演等を行う「全国建設労働問題連絡協議会」を開催する。

5. 生産性の向上

(1) 生産性の向上に向けた取組

国の政策によりDX（デジタルトランスフォーメーション）や i-Construction の取組が加速する中、ICT施工、BIM/CIM、遠隔臨場、工事情報共有システム（ASP）などインフラ分野のDXやコンクリート構造物のプレキャスト化、書類の標準化や簡素化による関係書類の削減などの生産性向上策に関する最新情報の収集に努め、会員企業等に適宜情報提供を行う。

特に、ICT活用工事については、中小規模の会員企業も取り組みやすい環境が整備されるよう、積算、人材育成や設備投資の負担等の課題の解決、地方公共団体も含めた対象工事の拡大等、一層の促進に向け、国土交通省の関係委員会などにおいて提言・要望を行う。

また、BIM/CIMについても、関係委員会に参画の上、原則適用化に伴う制度運用面での課題や会員企業の取組実態等についての情報収集に努め、課題の把握とともに、必要な提言・要望を行う。

(2) 建設技術者の技術力向上に向けた取組

建設技術者の技術力向上のため、建設工事の施工現場における生産性や品質の向上及び安全の確保等に資する様々な工夫・改善事例等を募集し、優れた事例を選定の上、「技術研究発表会」を開催し、特に優秀な事例について発表・顕彰するとともに、ホームページやマスコミ等を通じて建設業界の取組について広く情報発信する。

(3) 技術者専任制度の改正への対応

本年の通常国会に提出された建設業法改正案により技術者専任制度の規制の合理化が行われるが、その施行準備や運用の動向を注視しつつ、各都道府県建設業協会や会員企業に対し、技術者制度に係る生産性向上につながる合理化（地理的要因やICT活用条件、災害対応時等）や改善を求める意見及び課題の調査を行い、必要な提言・要望を行う。

6. 経営の改善

(1) 税制・金融等を活用した経営改善のための取組

都道府県建設業協会等から意見集約し、租税特別措置の改正・延長や税制の運用・手続の改善等について、必要な提言・要望を行う。

また、今後検討や予定されている税制・金融等に関する制度のほか、会員企業にとって関心の高い事業承継に係る各種支援施策等についての情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、必要に応じ提言・要望を行う。

(2) SDGs 経営への取組

地域建設業におけるSDGs（持続可能な開発目標）経営への取組を支援するため、全建「地域建設業SDGs経営指針」に基づき、「SDGs相談窓口」での対応等により会員企業におけるSDGsの理解促進と取組への意識醸成を図るとともに、全建ジャーナルその他各種メディアに会員企業のSDGsの取組を発信する。

優れたSDGsの取組事例については、「建設業社会貢献活動推進月間

中央行事」の「社会貢献・SDGs 功労者表彰」において表彰し、更なるSDGsの取組への意識醸成を図る。

(3) GXに係る環境問題への対応

令和5年5月に成立したGX（グリーントランスフォーメーション）推進法に基づき同年7月にGX推進戦略が策定され、これに基づき政府全体で脱炭素の取組が進められているが、そのうち建設施工分野における脱炭素化の技術や施策について情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行う。

また、改正建築物省エネ法・建築基準法その他の環境・安全関係法令に関しても、関連委員会への参画等により情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行う。

7. 戦略的広報の推進

(1) 「新3K+Kの建設業」等の積極的な広報活動の推進

「地域の守り手」として最前線で安全・安心の確保を担う地域建設業の姿を広く社会に周知することで、建設業が新3K（給与・休暇・希望）に「かっこいい」を加えた新4Kの業界として、一般市民や学生、子ども等、国民各層に認知されるよう、政府・関係機関や業界団体、各種メディアと幅広く連携して広報活動を推進する。

また、各都道府県建設業協会や会員企業の広報活動を奨励するため、7月に行う「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」の「広報功労者表彰」において、建設業のイメージアップに資する優良な広報活動を行った協

会・会員企業を顕彰する。

（２）広報体制の充実・強化

全建ジャーナルについては、全建の事業活動や各種アンケート調査結果、建設業界の課題や関係省庁の施策、各都道府県建設業協会や会員企業が行っている様々な働き方改革や担い手確保・育成、生産性向上などの取組を紹介することはもとより、紙面に関するアンケート調査結果を踏まえ、更なる内容の充実を図るとともに、各協会が実施している広報に関する取組事例等を水平展開し、各協会の広報力の強化を図る。

また、都道府県建設業協会や会員企業の活動について、写真・動画などとともに情報収集し、建設専門紙、一般紙等への積極的なプレスリリースを行うのみならず、SNS等を活用し地域に貢献する建設業の情報を広く一般に発信する。

ホームページについては、SNSとの連携を図るなどコンテンツを整理し一部改修を行う。

8. 建設業における社会的責任への取組

（１）建設業のCSRの推進とコンプライアンスの徹底

社会的責任を果たし、コンプライアンスに則った事業活動を行うため、引き続き全建の「建設企業（団体）行動憲章」の周知を図るとともに、建設業適正取引推進機構など関係団体と連携し、必要に応じて講演会や研修会等を開催する。

また、法令順守、地域社会への貢献等建設業が果たすべき役割と重要性

を再認識するため、全建ジャーナル、ポスター等を活用してCSR活動の推進を図る。

(2) 建設業の社会貢献活動の推進

各都道府県建設業協会や会員企業が行っている社会貢献活動を推進するため、7月に「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」を開催し、優れた社会貢献・SDGs活動の事例及び建設業の広報に積極的に貢献した事例を顕彰する。[再掲]

また、これらの優秀な活動事例を取りまとめ、各都道府県建設業協会と連携し、イベント等で配布するなど広く啓発・広報する。

9. 地域懇談会・ブロック会議の開催と提言活動、アンケート調査の実施

(1) アンケート調査の実施

地域懇談会・ブロック会議での議論のための基礎資料や関係機関への提言・要望のための資料とするため、各都道府県建設業協会及び会員企業に対し、次のアンケート調査を実施する。

① 発注関係事務運用指針の運用状況等に関するアンケート

公共工事等の発注者の入札契約状況、その課題等を把握するため、アンケート調査を実施する。

② 労働環境の整備に関するアンケート

働き方改革、労務費の転嫁等の労働環境の整備状況に関し、その取組状

況、課題等を把握するため、アンケート調査を実施する。

③ 生産性向上の取組に関するアンケート

DX、ICT施工、BIM/CIM、遠隔臨場、工事情報共有システム（ASP）などのインフラ分野のDXやコンクリートの構造物のプレキャスト化、書類の標準化や簡素化による関係書類の削減などの生産性向上策に関し、その取組状況、課題等を把握するため、アンケート調査を実施する。

（2）地域懇談会・ブロック会議

地域建設業界が抱える諸問題や国土交通省の政策課題等について官民一体となってその解決に向けた取組を進めるため、全国9ブロックにおいて「地域懇談会・ブロック会議」を開催し、地域の実情を踏まえ、積極的な意見交換を行う。

また、各ブロック等との意見交換を基に、地域懇談会・ブロック会議をより充実した会議とするため、進め方、内容等について引き続き検討を行う。

（3）令和6年度全建要望とその他の要望活動

地域懇談会・ブロック会議での議論を踏まえ、「全建要望」として取りまとめ、政府与党、国土交通省等に対して要望を行う。

また、景気の動向等、地域建設業界の状況を踏まえ、追加的予算措置等の要望に関しても、積極的に対応していく。

10. その他の事業・行事の開催

(1) 定時総会、協議員会、理事会等の開催

6月に定時総会、9月と3月に協議員会を開催するほか、随時理事会及び各委員会を開催し、本会の業務執行等を諮る。

また、6月に建設業の振興・発展に貢献された都道府県建設業協会役員・会員企業に対し建設関係功労者表彰を行うほか、9月に建設現場等において不慮の災禍に遭われ殉職した方々の御霊を供養するため、増上寺において慰霊法要を執り行う。

さらに、経営者層の技術の研鑽を深めるため、最先端技術が導入された建造物等を対象に建設工事・施設見学会を実施する。

(2) 各種報告書・出版物の刊行

各事業活動での成果を、報告書又は出版物として取りまとめ、広く会員その他に配布する。

(3) その他

今後の情勢を踏まえ、必要な場合にその他所要の事業等を実施する。